

地域公共交通従事者確保支援事業助成金

交通事業者の運転手の確保を図り、持続可能な地域公共交通の構築及び活性化を図るため、助成金を交付します。

助成対象

市内に本社又は営業所を有し、市税の滞納がない乗合バス事業者又はタクシー事業者

助成対象事業	助成対象経費
①第二種免許取得支援事業	乗務員であって、市内の営業区域の運行に従事するもの(以下「助成対象乗務員」)が令和7年4月1日から令和8年2月28日(以下「助成対象期間中」)に、第二種免許の取得に要した経費のうち、次に掲げる経費。※ (1) 指定教習所の入所に要した経費、指定教習所における第二種免許の取得に必要な技能及び知識の教習に要した経費 (2) 免許試験に要した経費
②乗務員確保支援事業	1 求人に関する印刷製本費、広告宣伝費等 2 助成対象期間前から雇用している助成対象乗務員に対し、安定的な雇用を図るために支給した手当等の経費
③新規雇用支援事業	助成対象期間中に新たに雇用した助成対象乗務員に対し、安定的な雇用又は経済的な支援を図るために支給した手当等の経費。※

※ ただし、この事業による助成は、助成対象乗務員1人につき1回限り

助成額

助成対象事業	助成基準額	助成金の額
①第二種免許取得支援事業 ②乗務員確保支援事業	①と②合わせて 75万円を上限	助成対象経費の合計額と助成基準額を比較し、いずれか低い額の千円未満を切り捨てた額
③新規雇用支援事業	助成対象乗務員1人につき、 10万円を上限	助成対象経費の合計額と助成基準額を比較し、いずれか低い額の千円未満を切り捨てた額

<問い合わせ先、申請先>

〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1 筑紫野市企画政策課 電話 092-923-1111(内線 271)

(申請に必要な書類については裏面をご覧ください)

項 目		①第二種 免許取得 支援事業	②乗務員確保 支援事業	③新規雇用支 援事業
1	申請書(様式第1号)	○	○	
2	国土交通大臣からの許可書または更新許可書等の写し			
3	事業報告書(様式第2号)			
4	事業報告書に掲げる経費の支出を確認できる領収書の写し			
5	役員名簿(様式第3号)			
6	助成対象乗務員の個人情報の提供に関する同意書			
7	助成対象期間中に助成対象乗務員が第二種免許を取得したことを証明する書類	○		
8	助成対象乗務員が現に市内の営業区域の運行に従事していることが分かる書類	○		○
9	助成対象期間中に助成対象乗務員を新たに雇用したことを証明する書類			○

※申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。
※必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあるほか、現地調査等を行う場合があります。

地域公共交通従事者確保支援事業助成金についてのQ & A

- Q 1. 申請期間・申請方法について

A 1. 申請は郵送または窓口で受け付けます。
受付期間は、令和8年3月3日(当日消印有効)までです。
- Q 2. 市外の事業者も対象になるか。

A 2. 本社が市外でも営業所が市内にあれば、対象となります。
- Q 3. 補助対象期間中に第二種免許を取得できなかった場合は「二種免許取得支援事業」の対象になるか。

A 3. 対象となりません。
- Q 4. 「助成対象乗務員に対する安定的な雇用を図るために支給した手当等の経費」とは具体的にどのようなものを指すのか。また、どのような書類を添付すればよいのか。

A 4. 本事業を通じて、「一時金」もしくは、「基本給増額」等により、助成対象従業員に対し、支給した経費を指します。
本事業を通じて、一時金を支給したことが分かる書類もしくは、基本給を増額したことが分かる書類を添付してください。
- Q 5. 申請書は、事業ごとに提出する必要があるのか。

A 5. 複数の事業を行った場合でも、1つにまとめて申請してください。